

確定申告が始まります

今年も確定申告の季節を迎えました。市が行う市・県民税申告相談会を、2月8日(水)から3月15日(水)まで開催します。今回の申告からマイナンバー(個人番号)を利用します。また、セキリティ上の観点から相談会場が変更になっておりますのでご注意ください。(詳細は4・5ページで確認してください)

なお、税務署での確定申告会場の開設期間は、2月16日(木)から3月15日(水)までとなっております。(消費税の申告期限は3月31日(金)まで)

所得税および復興特別所得税

所得税および復興特別所得税(以下「所得税等」)の確定申告は、昨年1年間の所得金額とそれに対する所得税等の額を計算し、源泉徴収された税金などの過不足を精算する手続きです。

■確定申告が必要な人

事業所得(商業、工業、農業、漁業、業などによる所得)や不動産所得(地代、家賃などによる所得)、給与、配当、公的年金やその他の雑所得、一時所得、不動産の売却などによる所得がある人で、これらの所得金額の合計額が所得税控除額の合計額を超える人は、確定申告

告をする必要があります。

●給与所得者の場合

- 給与所得者(サラリーマン)の所得税は、通常、年末調整で精算されるので確定申告をする必要はありません。しかし、次のような人は確定申告をする必要があります。
 - ①給与収入金額が2千万円を超える人
 - ②給与を1カ所から受けていて、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
 - ③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 年金所得者の場合

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がありません。

なお、確定申告の必要がない場合でも市・県民税の申告が必要な場合があります。

■税務署での申告

税務署の申告会場では、パソコンを使用して申告書を自分で作成するための入力方法などのアドバイスをしています。なお、作成する税目は、所得税等・消費税等および贈与税となります。

- 期間 2/16(木)～3/15(水) (土・日曜日を除く)
- 相談時間 9:00～17:00 (受付は16:00まで)
- 会場 長門税務署

e・Taxは自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告や申請、届出などができます。e・Taxで申告書を送信すれば、マイナンバーに関する本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。またインターネットを利用して、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付もできます。

市・県民税

平成29年度の市・県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

■市・県民税申告が必要な人

平成29年1月1日現在において市内に住所のある人は、原則として申告をしなければなりません。収入が何もない人で、誰にも扶養されていない人が申告をしない場合、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料の決定、保育園、公営住宅、福祉医療の申請や所得・課税証明の発行などに不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。市・県民税申告は便利な郵送での提出も可能です。詳しくは1月に配付した市・県民税申告特別号をご覧ください。

マイナンバーの記載が必要です

マイナンバーが記載された申告書を作成する場合には、成りすましなどの被害を防止するため、次のような方法により本人確認が必要となりますので、必要書類の提示または写しの提出をお願いします。

- ①マイナンバーカードの提示
もしくはカード両面の写し
 - ②マイナンバー通知カードと運転免許証、健康保険証、パスポートなどの2点の提示もしくは写し
- 市の相談会場で市県民税申告をする人は本人確認書類の提示で構いませんが、確定申告をする人は本人確認書類の写しの提出が必要です。事前に準備して会場へ来ててください。各会場でもコピーはできますが手数料(1枚につき10円)がかかります。また、配偶者、扶養親族、事業専従者の人のマイナンバーも記載しますのでナンバーをご確認ください。税務署で確定申告をする人も同じように本人確認書類の提示または写しが必要です。詳しくは国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>をご覧ください。

■市・県民税申告相談(確定申告)に必要なもの

- ・マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カードと免許証や保険証など身分の確認ができるもの(確定申告する人はその写し)
- ・印鑑(認印)

■市・県民税申告をする必要がない人

- ①所得税の確定申告をする人
 - ②給与所得のみで年末調整が済んでいる人
 - ③公的年金のみで、公的年金の源泉徴収票の内容に変更のない人
- ※ただし、②、③の人で所得控除の対象として、新たに配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・生命保険料等控除・医療費控除・寡婦(夫)控除などを変更する人は、申告が必要です

確定申告書用紙が送られている人は、その申告書用紙

- ・給与や公的年金の源泉徴収票(コピー不可、原本が必要です)
- ・各種事業所得のある人は、各種収支内訳書(帳簿の記帳を済ませ、収入・経費ごとに集計し、領収書は必ず持参してください)
- ・農業、不動産などの事業用固定資産償却費がある人は、昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税証明書
- ・社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人は、各種支払証明書や領収書
- ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ・所得税の還付申告の場合、本人名義の預貯金の口座番号の分かるもの
- ・住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金の年末残高証明書

- ・初めてこの控除を受ける人は、住民票の写し、登記簿謄本または抄本、収入印紙貼付済みの請負契約書または売買契約書の写しなど)
- ・医療費控除を受ける人は、領収書や支払証明書
- ・その他申告に必要な書類

■申告相談会場で申告する人へ

事業所得のある人は収支の内訳書も

しくは記帳を整理して来ててください。医療費控除を受ける場合も、領収書や支払証明書、レシートなどはあらかじめ対象者、医療機関ごとに整理、集計しておいてください。

※記帳や医療費の整理が済んでいない人は、申告相談会場に領収書などの整理ができるスペースを用意しますので、自分で領収書などの整理をしてください。

- ・今回初めて住宅借入金特別控除を受ける人・青色申告者は市の申告相談では受け付けは行いません。税務署で確定申告をしてください
- ・その他、申告内容によっては市の相談会場では受け付けることができないものもありますので、事前にお問い合わせください

■ふるさと納税

ワンストップサービス特例制度

もともと確定申告をする必要がない給与所得者の人で、寄付金税額控除にかかる申告特例申請書を提出すれば、ふるさと納税による寄付で、寄付先が5団体以下であれば申告は必要ありません。

ただし、医療費控除など、別に申告をする必要がある人は特例制度が使えませんので、すべての寄付金の領収書を持って申告をしてください。

日置地区

2月24日(金)からスタートします。時間延長日(16時～19時)は3月3日(金)です。
黄波戸漁村センターの申告会場が日置支所に変更となりました。

月/日	曜	会 場	午前(9時～12時)	午後(13時～16時)
2/24	金	日置支所	黄波戸1～5区	長崎、矢ヶ浦、茅刈
25	土			
26	日			
27	月	日置支所	黄波戸口、堀田、亀山	亀山団地、大内山上、大内山下
28	火	日置支所	古市新町、古市原小路、新市	古市上、古市下、畑、国広、農土園
3/1	水	日置支所	上城、小野地	狩宿、一円
2	木	日置支所	向田、川原、日置中村	東坂本、西坂本
3	金	日置支所	真口、炭床、北山、野田北、野田南	長行、雨乞
15	水	物産観光センター	指定日に申告できない人(全地区)	指定日に申告できない人(全地区)

油谷地区

2月8日(水)からスタートします。時間延長日(16時～19時)は2月23日(木)です。
県漁協川尻支店および大浦支店の申告会場が向津具公民館に変更となりました。

月/日	曜	会 場	午前(9時～12時)	午後(13時～16時)
2/8	水	宇津賀集落センター	東立石、西立石	大畠、青村
9	木	宇津賀集落センター	上津黄、東津黄、西津黄	東後畑、小田
10	金	向津具公民館	大浦東	大浦西、油谷
11	土	建国記念の日		
12	日			
13	月	向津具公民館	大和、南方、本郷	山崎、水岬、上野西
14	火	向津具公民館	田久道、白木	久津
15	水	油谷支所	中ノ森、川尻東	上野東、川尻西
16	木	油谷支所	稲石、新別名	駅通、大迫
17	金	油谷支所	東大坊、坂根、山根、二ノ瀬	人丸、芝崎、大坊、田上
18	土			
19	日			
20	月	油谷支所	亀田、植松、荒人	長久、杣地、有宗、広中
21	火	油谷支所	札幌、河原浦、大江	浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場
22	水	油谷支所	上り野、前方、須方、綾湖、貝川	上蔵小田、下蔵小田
23	木	油谷支所	油谷中畑、渡場、掛淵	赤屋、木吹、大川尻
3/15	水	物産観光センター	指定日に申告できない人(全地区)	指定日に申告できない人(全地区)

確定申告に必要なものチェックリスト

- マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カードと免許証や保険証など身分確認のできるもの
- 印鑑(認印)
- 確定申告書用紙(送付された人のみ)
- 給与や公的年金の源泉徴収票(原本)
- 固定資産税課税証明書(事業用固定資産償却費がある人)
- 社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人は、支払証明書や領収書
- 各種収支内訳書と領収書(事業所得のある人)
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 所得税の還付申告の場合、本人名義の預貯金の口座番号
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金の年末残高証明書住民票の写し(初めて受ける場合は、登記簿謄本または抄本、請負契約書または売買契約書(収入印紙貼付済み)の写し、など)
- 医療費控除を受ける人は、領収書や支払証明書
- その他申告に必要な書類

来年度の申告からセルフメディケーション(医療費控除の特例)が利用できます

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、国が定める健康診査などを受けている人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品を年間1万2千円以上購入した場合、その購入費用(年間10万円を限度)のうち、1万2千円を超える額について、所得控除の適用を受けることができます。

なお、この特例の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。平成29年1月1日から購入したスイッチOTC医薬品が対象になりますので、来年度の申告のため、準備しておきましょう。

※スイッチOTC医薬品
要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療用保険給付の対象外のものを除く)をいいます。

■所得税等について問い合わせ
長門税務署(確定申告テレフォセンタールーム)
TEL 22-2441
(選択ナンバー「0(ゼロ)」)
■市・県民税について問い合わせ
税務課市民税係
TEL 23-1124

平成29年度 市・県民税申告相談日程

- できるだけ指定日をお願いします。指定日に来られない場合は、同一地区内の時間延長の日(長門地区3月14日(火)、三隅地区2月17日(金)、日置地区3月3日(金)、油谷地区2月23日(木))もしくは3月15日(水)(全地区)に受け付けます
- 今年度から山口県漁協各支店、旧大畑小学校体育館、宗頭文化センター、黄波戸漁村センターの申告相談会場は、それぞれ変更となっていますので、ご注意ください
- 申告相談期間中、市役所税務課や各支所総合窓口課で申告相談はできません

長門地区

2月20日(月)からスタートします。時間延長日(16時～19時)は3月14日(火)です。
大畑体育館の申告会場が物産観光センターに変更となりました。

月/日	曜	会 場	午前(9時～12時)	午後(13時～16時)
2/20	月	仙崎公民館	祇園町区、大日比区	南町区、大泊区
21	火	仙崎公民館	鳥越1区、2区	新屋敷町区、青海区
22	水	仙崎公民館	新開町区、白瀧1区	白瀧2区、3区
23	木	仙崎公民館	栄町区、本町区、北本町区、洲崎町区、今浦町区、鍛冶屋町区	中新町区、新町区、幸町区、旭町区、錦町区
24	金	通公民館	通1～3区	通4～7区
25	土			
26	日			
27	月	通公民館	通8～11区	通12～16区
28	火	俵山公民館	木津区、郷区	黒川区、大羽山区
3/1	水	俵山公民館	小原区、湯町区	上政区、上安田区、下安田区、七重区
2	木	物産観光センター	山小根区、渋木中区、大坪区、坂水区	渋木1～3区、真木区
3	金	物産観光センター	中山区	藤中区
4	土			
5	日			
6	月	物産観光センター	田屋区、正明市1区	正明市2～5区
7	火	物産観光センター	上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区	後ヶ迫区、開作区、境川区
8	水	物産観光センター	緑ヶ丘区、駅前区、湊1東区、湊1西区	湊2区、湊中央区、湊3区
9	木	物産観光センター	板持1区、4区	板持2区、3区
10	金	物産観光センター	上川西2区、3区	上川西1区
11	土			
12	日			
13	月	物産観光センター	殿台区、小河内区、大河内区	江良区
14	火	物産観光センター	河原区、三ノ瀬区	門前区、湯本区
15	水	物産観光センター	指定日に申告できない人(全地区)	指定日に申告できない人(全地区)

三隅地区

2月8日(水)からスタートします。時間延長日(16時～19時)は2月17日(金)です。
宗頭文化センターおよび県漁協野波瀬支店の申告会場が三隅支所に変更となりました。

月/日	曜	会 場	午前(9時～12時)	午後(13時～16時)
2/8	水	三隅支所	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樅の木、麓	宗頭、兎渡谷
9	木	三隅支所	野波瀬(1～8班)	野波瀬(9～15班)
10	金	三隅支所	上中小野、辻並、大竹	下中小野、正楽寺、生島
11	土	建国記念の日		
12	日			
13	月	三隅支所	浅田	市、久原
14	火	三隅支所	三隅中村	湯免、土手、津雲、飯井
15	水	三隅支所	小島	向山、二条窪、平野
16	木	三隅支所	豊原(上蓼原・下蓼原、片川、新町、駅前)	豊原(東、沖、上、中、下、西)
17	金	三隅支所	上東方、下東方、殿村新開、向開作	沢江、上ヶ
3/15	水	物産観光センター	指定日に申告できない人(全地区)	指定日に申告できない人(全地区)